

# 訪問リハビリテーションのご案内（重要事項説明書）

## 訪問リハビリテーションの内容

理学療法士・作業療法士が皆さまのご自宅を訪問し、ご自宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活をおくることができるように、生活機能の維持や向上を目指して、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善などのリハビリ訓練・指導を、かかりつけ医の指示に基づき行います。

## 訪問リハビリテーション提供施設の概要

施設名称	公益財団法人 操風会 岡山リハビリテーション病院		
管理者	病院長 十河 みどり		
所在地	〒703-8265 岡山県岡山市中区倉田503-1		
連絡先	TEL	086-274-7001	
	FAX	086-274-7010	

## 職員体制

従事者の職種	員数	区分		職務内容
管理者（医師）	1名	常勤	兼務	従業員・その他の管理、業務の実施状況の把握
医師	1名以上	常勤 非常勤	兼務	訪問リハビリテーションの指示等
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名以上	常勤	専従 兼務	訪問リハビリテーションの利用の申し込みに係る調整 医師の指示・訪問リハビリ計画に基づいた訪問リハビリテーションの実施

## 提供地域（下記以外でもご希望の方はご相談ください）

小学校区	岡山中央、三勲、宇野、旭操、操南、操明、平井、旭東、富山、可知、政田、平福、福島、開成、甲浦、小串
------	---

## 提供日・提供時間

提供日	月曜～土曜日	祝日・12月29日～1月3日を除く。（ただし医師が必要と認めた場合は、上記日程中でも提供させていただく場合があります。）
提供時間	9時～17時	提供区域により提供時間内における実施が困難とされる場合は、左記時間帯以外に提供させていただく場合があります。

## プライバシーの尊重

ご利用者・患者さま、ご家族の方のプライバシーは尊重いたします。ただし、かかりつけ医の先生やサービス担当者会議等の際には、必要に応じて皆さまの個人情報を公開させていただきます。

## 成年後見制度の活用支援

当事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

## 相談・苦情窓口

当院の患者支援相談窓口（TEL：274-7011）は患者医療支援室のソーシャルワーカーが担当しています。ご不明な点・ご相談・苦情等、何でもお気軽にご連絡ください。

また、以下の公的機関でも受け付けています。

- ・岡山市介護保険課管理係（803-1240）
- ・岡山市事業者指導班（212-1013）
- ・岡山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理係（223-8811）

## 緊急時・事故発生時の対応

訪問リハビリテーションの提供中に、ご利用者・患者さまにご容態の変化や何らかの事故があった場合は、必要な措置をとるとともに、ご家族、かかりつけ医、必要に応じて市町村に連絡いたします。また、賠償すべき事態である場合は、賠償措置を行います。

## 虐待防止のための措置

ご利用者・患者さまの人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。なお、サービス提供中やご利用者・患者さまの居宅において、当事業所の従事者又は養護者（ご利用者のご家族等、ご利用者・患者さまを現に養護する方）により虐待を受けたと思われるご利用者・患者さまを発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1. 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催
2. 虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備
3. 虐待の防止に関する責任者の選定
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
5. その他虐待防止のために必要な措置

## 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

訪問リハビリテーション事業の提供に当たっては、ご利用者・患者さま又は他のご利用者・患者さまの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者・患者さまの行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、ご利用者・患者さまの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。また身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

1. 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
2. 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

## 費用

要介護・要支援の介護認定を受けられている方は、介護保険の訪問リハビリテーションが適用されます。以外の方は医療保険の訪問リハビリテーションの適用となります。介護保険適用の訪問リハビリテーションの利用料は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。医療保険適用の訪問リハビリテーションの利用料は、診療報酬告示上の額に健康保険証・公費受給者証等の負担割合を乗じた額又は負担限度額となります。また、医療保険適用の訪問リハビリテーションの場合、訪問に要した交通費については、下記の実費負担を徴収させていただきます。（提供区域外の訪問については、医療・介護保険適用の訪問リハビリテーションのいずれの訪問の場合も下記の交通費に準じて徴収させていただきます。）

### 【医療保険の場合の交通費】

交通費	2 km 未満	3 2 0 円	※訪問に自動車を使用した場合に交通費をいただきます。 ※左記金額は、訪問1回あたりの片道の費用（税込）です。
	2 km 以上、4 km 未満	5 5 0 円	
	4 km 以上、6 km 未満	8 7 0 円	
	6 km 以上、8 km 未満	1, 1 9 0 円	
	8 km 以上、1 0 km 未満	1, 5 0 0 円	
	1 0 km 以上	1, 7 0 0 円	

## お支払い方法

1ヵ月分をまとめた請求書を翌月10日以降にお渡しいたします。利用料・治療費は翌々月の15日頃にご指定口座より自動引落させていただきます。（銀行自動引落の手続きが必要です。口座引落が困難な方は、当院の総合受付にて現金で支払ってください。）

## その他

- 当院以外のかかりつけ医のおられる方は、かかりつけ医の先生からご紹介をいただくこととなります。
- 毎月の月初めの訪問時に、保険証をご提示ください。
  - ※介護保険適用の方は介護保険証・公費受給者証（原爆・特定疾患）
  - ※医療保健適用の方は健康保険証・老人受給者証・難病等の公費受給者証
- 当院の訪問リハビリテーションの運営に関する具体的な内容は、添付の運営規程に掲げています。ご参照ください。



〒703-8265 岡山市中区倉田503-1  
TEL 086-274-7001  
FAX 086-274-7010

ホームページ <https://www.okayama-reha-hp.or.jp>  
メールアドレス [h-reha@okayama-reha-hp.or.jp](mailto:h-reha@okayama-reha-hp.or.jp)

2024年6月1日現在 (Ver. 16)